

協議資料

- 1 「三重県教育施策大綱」が示す子どもたちに育みたい力 ……1
- 2 「三重県教育ビジョン」が示す子どもたちに育みたい力 ……2
- 3 子どもたちの現状と未来
（「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」（平成28年12月21日中央教育審議会答申（概要）より） ……3
- 4 新学習指導要領について
（1）幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント ……6
（2）高等学校学習指導要領の改訂のポイント ……9
- 5 社会の現状や教育をめぐる状況の変化
（「第3期教育振興基本計画」（平成30年6月15日閣議決定）より） ……14
- 6 高大接続改革 ……22
- 7 本県の教育にかかる主な動き ……25

平成30年8月7日

三重県教育委員会事務局

1 「三重県教育施策大綱」が示す子どもたちに育みたい力

(1) 「生き抜いていく力」の育成

三重で学ぶ人が、自らの無限の可能性を信じ、未来への希望を胸に来るべき時代を生き抜き、夢と志を実現できるよう、「自立」「共生」する力を育む。

○ 将来予測が困難とされる来るべき時代においては、変化の風に凜として向き合い、確固たる自分の軸を持ち、他者との絆を大切にしながら、豊かな未来を切り拓く力、即ち「生き抜いていく力」が求められます。

そこで三重県は、直面する課題に自ら考え判断し、主体的に対応していく「自立」の力、および他者との関わりの中で共に支え合い、新しい社会を創っていく「共生」の力を育む教育を推進します。

○ また、「何を学んだのか」だけではなく、「それをどう活かすのか」を重視し、学んだ知識を、課題や困難を乗り越えるための知恵や実行力へと結実させること、新しい価値の創造へとつなげていくことができるよう、教育活動の改革・改善を図ります。

○ 特に子どもたちに関しては、一人ひとりの可能性を最大限に引き出すことができるよう、課題となっている学力・体力の向上に向け、優先度を高くして取り組むとともに、規範意識、郷土愛等の豊かな心を育む教育を一層推進します。併せて、「教育の原点」である家庭教育と、人間形成の基礎を担う幼児教育の充実に向けた取組を拡充し、就学後の確かな学びにつなげていきます。

○ 一方、厳しい生活環境の中で明日への夢や希望を抱くことが簡単にできない、あるいは、まだ自信や意欲を持たず人間関係がうまく築けないなど、逆境や葛藤の中で懸命に生きている子どもたちがいることをふまえ、一人ひとりが自らをかけがえのない存在として感じられるよう、自己肯定感の涵養を図ります。加えて、学ぶ意欲の向上、豊かな人間関係を形成する力の育成等を通じ、誰もが自分の可能性を信じ、人生を大切に歩んでいけるよう支援します。

2 「三重県教育ビジョン」が示す子どもたちに育みたい力

三重の教育宣言

子どもたちは、一人ひとりがかげがえのない大切な存在であり、誰もが無限の可能性を持っています。

将来、地域で輝き、世界で活躍する子どもたちの姿は、私たちの「希望」であり「未来」です。

教育には、子どもたちの可能性が芽吹く土壌をつくり、開花させ、実りある豊かな「未来」を創るという崇高な使命があります。

私たちは子どもたちに、

- ・ 生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力
- ・ 他者と支え合いながら、社会を創っていく力

を身につけて欲しいと願っています。

私たちは、子どもたちを信じ、「毎日が未来への分岐点」という思いのもと、県民力を結集し、全力で三重の教育に取り組むことを、ここに宣言します。

(子どもたちに育みたい力)

ここでは、学校・家庭・地域での教育を通じて、子どもたちに育みたい力を大きく2つに整理して示しています。私たちは、変化の激しい時代にあって、教育における「不易」と「流行」¹¹を十分に見極めながら、子どもたちに知・徳・体にわたって、以下のような幅広い力を育んでいきたいと考えています。

「生きる喜びを感じながら、志を持って夢を実現させていく力」(自立する力)は、例えば、「学ぶ力」、「夢を描く力」、「チャレンジ精神」、「好奇心・探究心」、「自主性・自律性」、「自尊感情・自己肯定感」、「健康・体力」、「勤労観・職業観」、「困難に立ち向かう力」などです。

「他者と支え合いながら、社会を創っていく力」(共生する力)は、例えば、「自他の生命を尊重する態度」、「人権を尊重する態度」、「社会性・コミュニケーション能力」、「他者と協働する力」、「規範意識」、「感謝や思いやりの心」、「郷土を愛する心」、「公共心・社会に貢献しようとする態度」、「多様性を認める姿勢」などです。

¹¹ 「不易」と「流行」:「不易」はいつまでも変わらないこと。「流行」は時代に応じて変化すること。不易流行とは、いつまでも変化しない本質的なものを忘れない中にも、新しく変化を重ねているものを取り入れていくことを意味する松尾芭蕉の言葉。

3 子どもたちの現状と未来

(「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」(平成28年12月21日中央教育審議会答申(概要))より)

第1部 学習指導要領等改訂の基本的な方向性

第1章 これまでの学習指導要領等改訂の経緯と子供たちの現状

(前回改訂までの経緯)

- これまで学習指導要領等は、時代の変化や子供たちの状況、社会の要請等を踏まえ、おおよそ10年ごとに、数次にわたり改訂されてきた。
- 平成20年に行われた前回改訂は、教育基本法の改正により明確になった教育の目的や目標を踏まえ、知識基盤社会でますます重要になる子供たちの「生きる力」をバランス良く育ていく観点から見直しが行われた。
特に学力については、「ゆとり」か「詰め込み」かの二項対立を乗り越え、基礎的な知識及び技能、思考力、判断力、表現力等及び主体的に学習に取り組む態度という学力の三要素のバランスのとれた育成が重視されることとなった。教育目標や内容が見直されるとともに、習得・活用・探究という学びの過程の中で、言語活動や体験活動等を重視することとされ、そのために必要な授業時数も確保されることとなった。

(子供たちの現状と課題)

- 子供たちの学力については、国内外の学力調査の結果によれば近年改善傾向にある。子供たちの9割以上が学校生活を楽しいと感じ、保護者の8割は総合的に見て学校に満足している。こうした現状は、各学校において、学習指導要領等に基づく真摯な取組が重ねられてきたことの成果と考えられる。
- 一方で、判断の根拠や理由を明確に示しながら自分の考えを述べることなどについては課題が指摘されている。学ぶことの楽しさや意義が実感できているかどうか、自分の判断や行動がよりよい社会づくりにつながるという意識を持っているかどうかという点では、肯定的な回答が国際的に見て相対的に低いことなども指摘されている。学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を引き出し、学習したことを生活や社会の中の課題解決に生かしていくという面には課題がある。
また、情報化の進展に伴い、子供を取り巻く情報環境が変化する中で、視覚的な情報と言葉との結びつきが希薄になり、知覚した情報の意味を吟味したり、文章の構成や内容を的確に捉えたりしながら読み解くことが少なくなっていること、教科書の文章を読み解けていないとの調査結果があることなど、読解力に関する課題等も指摘されている。
- 豊かな心や人間性を育ていく観点からは、子供たちが様々な体験活動を通じて、生命の有限性や自然の大切さ、自分の価値を認識しつつ他者と協働する

ことの重要性などを、実感し理解できるようにする機会や、文化芸術を体験して感性を高めたりする機会が限られているとの指摘もある。

平成27年3月に行われた道德教育に関する学習指導要領一部改正に当たっては、多様な人々と互いを尊重し合いながら協働し、社会を形作っていく上で共通に求められるルールやマナーを学び、規範意識などを育むとともに、人としてよりよく生きる上で大切なものとは何か、自分はどのように生きるべきかなどについて考えを深め、自らの生き方を育んでいくことなどの重要性が指摘されている。

- ・ 体力については、運動する子供とそうでない子供の二極化傾向や、スポーツを「する」のみならず「みる、支える、知る」といった多様な視点から関わりを考えることが課題となっている。

子供の健康に関しては、性や薬物等に関する情報の入手が容易になるなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。また、食を取り巻く社会環境や、子供を取り巻く安全に関する環境も変化しており、必要な情報を自ら収集し、適切に意思決定や行動選択を行うことができる力を子供たち一人一人に育むことが課題となっている。

(子供たち一人一人の成長を支え可能性を伸ばす視点の重要性)

- ・ 家庭の経済的な背景や、障害の状況や発達の段階、学習や生活の基盤となる日本語の能力、一人一人のキャリア形成など、子供の発達や学習を取り巻く個別の教育的ニーズを把握し、そうした課題を乗り越え、一人一人の可能性を伸ばしていくことも課題となっている。

第2章 2030年の社会と子供たちの未来

(予測困難な時代に、一人一人が未来の創り手となる)

- ・ 新しい学習指導要領等は、小学校では、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催される2020年から、その10年後の2030年頃までの間、子供たちの学びを支える重要な役割を担うことになる。この2030年頃の社会の在り方を見据えながら、これから子供たちが活躍することとなる将来について見通した姿を考えていくことが重要となる。
- ・ 21世紀の社会は知識基盤社会であり、こうした社会認識は今後も継承されていくものであるが、近年、情報化やグローバル化といった社会的変化が、人間の予測を超えて加速度的に進展するようになってきている。とりわけ第4次産業革命ともいわれる、進化した人工知能が様々な判断を行ったり、身近な物の働きがインターネット経由で最適化されたりする時代の到来が、社会や生活を大きく変えていくとの予測がなされている。
- ・ 社会の変化は加速度を増し、複雑で予測困難となってきており、どのような職業や人生を選択するかにかかわらず、全ての子供たちの生き方に影響するものとなっている。このような時代だからこそ、子供たちは、変化を前向きに受け止め、社会や人生を、人間ならではの感性を働かせてより豊かなものにしていくことが期待される。

- ・ いかに関化した人工知能でも、それが行っているのは与えられた目的の中での処理であるが、人間は、感性を豊かに働かせながら、どのような未来を創っていくのか、どのように社会や人生をよりよいものにしていくのかという目的を自ら考え出すことができる。このために必要な力を成長の中で育てているのが、人間の学習である。
- ・ 子供たち一人一人が、予測できない変化に受け身で対処するのではなく、主体的に向き合って関わり合い、その過程を通して、自らの可能性を發揮し、よりよい社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるようにすることが重要である。

（「生きる力」の育成と、学校教育及び教育課程への期待）

- ・ こうした力は、これまでの学校教育で育まれてきたものとは異なる全く新しい力ということではなく、学校教育が長年その育成を目指してきた「生きる力」を改めて捉え直し、しっかりと發揮できるようにしていくことである。時代の変化という「流行」の中で未来を切り拓いていくための力の基盤は、学校教育における「不易」たるものの中で育まれる。
- ・ 今はまさに、学校と社会とが認識を共有し、相互に連携することができる好機にあると言える。学校教育がその強みを發揮し、一人一人の可能性を引き出して豊かな人生を実現し、個々のキャリア形成を促し、社会の活力につなげていくことが、社会からも強く求められている。

（我が国の子供たちの学びを支え、世界の子供たちの学びを後押しする）

- ・ 子供たちの現状と未来を見据えた視野から、学校教育の中核となる教育課程の改善を目指す改革の方向性は、国際的な注目も集めているところであり、我が国の子供たちの学びを支えるとともに、世界の子供たちの学びを後押しするものとするのが期待されている。

4 新学習指導要領について

幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 先行する特別教科化など道徳教育の充実や体験活動の重視、体育・健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で再整理。

(例) 中学校理科： ①生物の体のつくりと働き、生命の連続性などについて理解させるとともに、②観察、実験など科学的に探究する活動を通して、生物の多様性に気付くとともに規則性を見いだしたり表現したりする力を養い、③科学的に探究しようとする態度や生命を尊重し、自然環境の保全に寄与する態度を養う。

我が国の教育実践の蓄積に基づく授業改善

我が国のこれまでの教育実践の蓄積に基づく授業改善の活性化により、子供たちの知識の理解の質の向上を図り、これからの時代に求められる資質・能力を育てていくことが重要。

小・中学校においては、これまでと全く異なる指導方法を導入しなければならないと浮足立つ必要はなく、これまでの教育実践の蓄積を若手教員にもしっかりと引き継ぎつつ、授業を工夫・改善する必要。

〔語彙を表現に生かす、社会について資料に基づき考える、日常生活の文脈で数学を活用する、観察・実験を通じて科学的に根拠をもって思考するなど〕

※ 学校における喫緊の課題に対応するため、義務標準法*の改正による16年ぶりの計画的な定数改善を図るとともに、教員の授業準備時間の確保など新学習指導要領の円滑な実施に向けた指導体制の充実や、運動部活動ガイドラインの策定による業務改善などを一層推進。

* 義務標準法：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

※ 既に行われている優れた教育実践の教材、指導案などを集約・共有化し、各種研修や授業研究、授業準備での活用のために提供するなどの支援の充実。

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力(言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等)や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

4. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

- ・発達段階に応じた、語彙の確実な習得、意見と根拠、具体と抽象を押さえて考えるなど情報を正確に理解し適切に表現する力の育成(小中:国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(実験レポートの作成、立場や根拠を明確にして議論することなど)の充実(小中:総則、各教科等)

理数教育の充実

- ・前回改訂において2~3割程度授業時数を増加し充実させた内容を今回も維持した上で、日常生活等から問題を見いだす活動(小:算数、中:数学)や見通しをもった観察・実験(小中:理科)などの充実によりさらに学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育の充実(小:算数、中:数学)、自然災害に関する内容の充実(小中:理科)

伝統や文化に関する教育の充実

- ・正月、わらべうたや伝統的な遊びなど我が国や地域社会における様々な文化や伝統に親しむこと(幼稚園)
- ・古典など我が国の言語文化(小中:国語)、県内の主な文化財や年中行事の理解(小:社会)、我が国や郷土の音楽、和楽器(小中:音楽)、武道(中:保健体育)、和食や和服(小:家庭、中:技術・家庭)などの指導の充実

道徳教育の充実

- ・先行する道徳の特別教科化(小:平成30年4月、中:平成31年4月)による、道徳的価値を自分事として理解し、多面的・多角的に深く考えたり、議論したりする道徳教育の充実

体験活動の充実

- ・生命の有限性や自然の大切さ、挑戦や他者との協働の重要性を実感するための体験活動の充実(小中:総則)、自然の中での集団宿泊体験活動や職場体験の重視(小中:特別活動等)

外国語教育の充実

- ・小学校において、中学年で「外国語活動」を、高学年で「外国語科」を導入
※小学校の外国語教育の充実にあたっては、新教材の整備、養成・採用・研修の一体的な改善、専科指導の充実、外部人材の活用などの条件整備を行い支援
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視し、外国語能力の向上を図る目標を設定するとともに、国語教育との連携を図り日本語の特徴や言語の豊かさに気付く指導の充実

その他の重要事項

○幼稚園教育要領

・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」の明確化
(「健康な心と体」「自立心」「協同性」「道徳性・規範意識の芽生え」「社会生活との関わり」「思考力の芽生え」「自然との関わり・生命尊重」「数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚」「言葉による伝え合い」「豊かな感性と表現」)

○初等中等教育の一貫した学びの充実

・小学校入学当初における生活科を中心とした「スタートカリキュラム」の充実(小:総則、各教科等)
・幼小、小中、中高といった学校段階間の円滑な接続や教科等横断的な学習の重視(小中:総則、各教科等)

○主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実

・市区町村による公共施設の整備や租税の役割の理解(小:社会)、国民としての政治への関わり方について自分の考えをまとめる(小:社会)、民主政治の推進と公正な世論の形成や国民の政治参加の関連についての考察(中:社会)、主体的な学級活動、児童会・生徒会活動(小中:特別活動)
・少子高齢社会における社会保障の意義、仕事と生活の調和と労働保護立法、情報化による産業等の構造的な変化、起業、国連における持続可能な開発のための取組(中:社会)
・売買契約の基礎(小:家庭)、計画的な金銭管理や消費者被害への対応(中:技術・家庭)
・都道府県や自衛隊等国の機関による災害対応(小:社会)、自然災害に関する内容(小中:理科)
・オリンピック・パラリンピックの開催を手掛かりにした戦後の我が国の展開についての理解(小:社会)
オリンピック・パラリンピックに関連したフェアなプレイを大切にするなどスポーツの意義の理解(小:体育、中:保健体育)、障害者理解・心のバリアフリーのための交流(小中:総則、道徳、特別活動)
・海洋に囲まれ多数の島からなる我が国の国土に関する指導の充実(小中:社会)

○情報活用能力(プログラミング教育を含む)

・コンピュータ等を活用した学習活動の充実(各教科等)
・コンピュータでの文字入力等の習得、プログラミング的思考の育成(小:総則、各教科等(算数、理科、総合的な学習の時間など))

○部活動

・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制(中:総則)

○子供たちの発達の支援(障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等)

・学級経営や生徒指導、キャリア教育の充実について、小学校段階から明記。(小中:総則、特別活動)
・特別支援学級や通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫(小中:総則、各教科等)
・日本語の習得に困難のある児童生徒や不登校の児童生徒への教育課程(小中:総則)、夜間その他の特別の時間に授業を行う課程について規定(中:総則)

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 教育基本法、学校教育法などを踏まえ、これまでの我が国の学校教育の実践や蓄積を活かし、子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成。その際、子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し、連携する「社会に開かれた教育課程」を重視。
- 知識及び技能の習得と思考力、判断力、表現力等の育成のバランスを重視する現行学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成。
- 高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で実施される改訂。

2. 知識の理解の質を高め資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」

「何ができるようになるか」を明確化

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むため、「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、授業の創意工夫や教科書等の教材の改善を引き出していけるよう、全ての教科等を、①知識及び技能、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の3つの柱で再整理。

主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

選挙権年齢が18歳以上に引き下げられ、生徒にとって政治や社会が一層身近なものとなっており、高等学校においては、社会で求められる資質・能力を全ての生徒に育み、生涯にわたって探究を深める未来の創り手として送り出していくことがこれまで以上に求められる。

そのため、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善が必要。特に、生徒が各教科・科目等の特質に応じた見方・考え方を働かせながら、知識を相互に関連付けてより深く理解したり、情報を精査して考えを形成したり、問題を見いだして解決策を考えたり、思いや考えを基に創造したりすることに向かう過程を重視した学習の充実が必要。

〔 情報を的確に理解し効果的に表現する、社会的事象について資料に基づき考察する、日常の事象や社会の事象を数理的に捉える、自然の事物・現象を観察・実験を通じて科学的な概念を使用して探究する など 〕

3. 各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立

- 教科等の目標や内容を見渡し、特に学習の基盤となる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等）や現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成のためには、教科等横断的な学習を充実する必要。また、「主体的・対話的で深い学び」の充実には単元など数コマ程度の授業のまとまりの中で、習得・活用・探究のバランスを工夫することが重要。
- そのため、学校全体として、教育内容や時間の適切な配分、必要な人的・物的体制の確保、実施状況に基づく改善などを通して、教育課程に基づく教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図るカリキュラム・マネジメントを確立。

4. 教科・科目構成の見直し

- 高等学校において育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、教科・科目の構成を改善。

〔 国語科における科目の再編（「現代の国語」「言語文化」「論理国語」「文学国語」「国語表現」「古典探究」） 地理歴史科における「歴史総合」「地理総合」の新設、公民科における「公共」の新設、共通教科「理数」の新設、 など 〕

5. 教育内容の主な改善事項

言語能力の確実な育成

- ・科目の特性に応じた語彙の確実な習得、主張と論拠の関係や推論の仕方など、情報を的確に理解し効果的に表現する力の育成(国語)
- ・学習の基盤としての各教科等における言語活動(自らの考えを表現して議論すること、観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめること など)の充実(総則、各教科等)

理数教育の充実

- ・理数を学ぶことの有用性の実感や理数への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視(数学、理科)するとともに、見通しをもった観察、実験を行うことなどの科学的に探究する学習活動の充実(理科)などの充実により学習の質を向上
- ・必要なデータを収集・分析し、その傾向を踏まえて課題を解決するための統計教育を充実(数学)
- ・将来、学術研究を通じた知の創出をもたらすことができる創造性豊かな人材の育成を目指し、新たな探究的科目として、「理数探究基礎」及び「理数探究」を新設(理数)

伝統や文化に関する教育の充実

- ・我が国の言語文化に対する理解を深める学習の充実(国語「言語文化」「文学国語」「古典探究」)
- ・政治や経済、社会の変化との関係に着目した我が国の文化の特色(地理歴史)、我が国の先人の取組や知恵(公民)、武道の充実(保健体育)、和食、和服及び和室など、日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関する内容の充実(家庭)

道徳教育の充実

- ・各学校において、校長のリーダーシップの下、道徳教育推進教師を中心に、全ての教師が協力して道徳教育を展開することを新たに規定(総則)
- ・公民の「公共」、「倫理」、特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることを明記(総則)

外国語教育の充実

- ・統合的な言語活動を通して「聞くこと」「読むこと」「話すこと[やり取り・発表]」「書くこと」の力をバランスよく育成するための科目(「英語コミュニケーションⅠ、Ⅱ、Ⅲ」)や、発信力の強化に特化した科目を新設(「論理・表現Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ」)
- ・小・中・高等学校一貫した学びを重視して外国語能力の向上を図る目標を設定し、目的や場面、状況などに応じて外国語でコミュニケーションを図る力を着実に育成

職業教育の充実

- ・就業体験等を通じた望ましい勤労観、職業観の育成(総則)、職業人に求められる倫理観に関する指導(職業教育に関する各専門教科)
 - ・地域や社会の発展を担う職業人を育成するため、社会や産業の変化の状況等を踏まえ、持続可能な社会の構築、情報化の一層の進展、グローバル化などへの対応の観点から各教科の教育内容を改善
 - ・産業界で求められる人材を育成するため、「船舶工学」(工業)、「観光ビジネス」(商業)、「総合調理実習」(専門家庭)、「情報セキュリティ」(専門情報)、「メディアとサービス」(専門情報)を新設
- ※職業教育の充実にあたっては、必要な施設・設備の計画的な整備を促していく。

その他の重要事項

○初等中等教育の一貫した学びの充実

- ・必要な資質・能力を身に付けるため、中学校との円滑な接続や、高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続について明記(総則)

○主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実

- ・政治参加と公正な世論の形成、政党政治や選挙、主権者としての政治参加の在り方についての考察(公民)、主体的なホームルーム活動、生徒会活動(特別活動)
- ・財政及び租税の役割、少子高齢社会における社会保障の充実・安定化、職業選択、起業、雇用と労働問題、仕事と生活の調和と労働保護立法、金融を通じた経済活動の活性化、国連における持続可能な開発のための取組(公民)
- ・多様な契約、消費者の権利と責任、消費者保護の仕組み(公民、家庭)
- ・世界の自然災害や防災対策(地理歴史)、防災と安全・安心な社会の実現(公民)、安全・防災や環境に配慮した住生活の工夫(家庭)
- ・高齢者の尊厳と介護についての理解(認知症含む)、生活支援に関する技能(家庭)
- ・オリンピックやパラリンピック等の国際大会は、国際親善や世界平和に大きな役割を果たしていること、共生社会の実現にも寄与していることなど、スポーツの意義や役割の理解(保健体育)、障害者理解・心のバリアフリーのための交流(総則、特別活動)
- ・我が国の領土等国土に関する指導の充実(地理歴史、公民)

○情報教育(プログラミング教育を含む)

- ・情報科の科目を再編し、全ての生徒が履修する「情報Ⅰ」を新設することにより、プログラミング、ネットワーク(情報セキュリティを含む。)やデータベース(データ活用)の基礎等の内容を必修化(情報)
- ・データサイエンス等に関する内容を大幅に充実(情報)
- ・コンピュータ等を活用した学習活動の充実(各教科等)

○部活動

- ・教育課程外の学校教育活動として教育課程との関連の留意、社会教育関係団体等との連携による持続可能な運営体制(総則)

○子供たちの発達の支援

- (キャリア教育、障害に応じた指導、日本語の能力等に応じた指導、不登校等)
- ・社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けていくことができるよう、特別活動を要として各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ることを明記(総則)
- ・通級による指導における個別の指導計画等の全員作成、各教科等における学習上の困難に応じた指導の工夫(総則、各教科等)
- ・日本語の習得に困難のある生徒への配慮や不登校の生徒への教育課程について新たに規定(総則)

第1部 我が国における今後の教育政策の方向性

I 教育の普遍的な使命

改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要

II 教育をめぐる現状と課題

- 1 これまでの取組の成果
 - 初等中等教育段階における世界トップレベルの学力の維持
 - 給付型奨学金制度、所得連動返還型奨学金制度の創設
 - 学校施設の耐震化の進展等
- 2 社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題
 - (1)社会状況の変化
 - 人口減少・高齢化、技術革新、グローバル化、子供の貧困、地域間格差等
 - (2)教育をめぐる状況変化
 - 子供や若者の学習・生活面の課題
 - 地域や家庭の状況変化
 - 高等教育の質保証等の課題
 - (3)教育をめぐる国際的な政策の動向
 - OECDによる教育政策レビュー等

III 2030年以降の社会を展望した教育政策の重点事項

- 第2期計画の「自立」「協働」「創造」の方向性を継承し、以下の姿を目指す
- 《個人と社会の目指すべき姿》
- (個人) 自立した人間として、主体的に判断し、多様な人々と協働しながら新たな価値を創造する人材の育成
- (社会) 一人一人が活躍し、豊かで安心して暮らせる社会の実現、社会(地域・国・世界)の持続的な成長・発展
- 《教育政策の重点事項》
- 「超スマート社会(Society 5.0)」の実現に向けた技術革新が進展するなか「人生100年時代」を豊かに生きていくためには、「人づくり革命」、「生産性革命」の一環として、若年期の教育、生涯にわたる学習や能力向上が必要
 - 教育を通じて生涯にわたる一人一人の「可能性」と「チャンス」を最大化することを今後の教育政策の中心に据えて取り組む

IV 今後の教育政策に関する基本的な方針

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

V 今後の教育政策の遂行に当たって特に留意すべき視点

1. 客観的な根拠を重視した教育政策の推進
 - ・教育政策においてPDCAサイクルを確立し、十分に機能させることが必要
 - 企画・立案段階：政策目標、施策を総合的・体系的に示す[ロジックモデルの活用、指標設定]
 - 実施段階：毎年、各施策のフォローアップ等を踏まえ着実に実施
 - 【職員】の育成、先進事例の共有
 - 評価・改善段階：政策評価との連携、評価結果を踏まえた施策・次期計画の改善
 - ・客観的な根拠に基づく政策立案(Evidence-Based Policy Making)を推進する体制を文部科学省に構築、多様な分野の研究者との連携強化、データの一元化、提供体制等の改革を推進

2. 教育投資の在り方(第3期計画期間における教育投資の方向)

- ・人材への投資の抜本的な拡充を行うため、「新しい経済政策パッケージ」等を着実に実施し、教育費負担を軽減
- ・各教育段階における教育の質の向上のための教育投資の確保
 - ◇学校指導体制・指導環境整備、チーム学校
 - ◇学校施設の安全性確保(防災・老朽化対策)
 - ◇大学改革の徹底・教育研究の質的向上
 - ◇若手研究者安定的雇用、博士課程学生支援
 - ◇社会人のリカレント教育の環境整備
 - ◇大学施設の改修
- ・OECD諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、必要な予算を財源措置し、真に必要な教育投資を確保
- ・その際、客観的な根拠に基づくPDCAサイクルを徹底し、国民の理解を醸成

3. 新時代の到来を見据えた次世代の教育の創造

- ・超スマート社会(Society 5.0)の実現など、社会構造の急速な変革が見込まれる中、次世代の学校の在り方など、未来志向の研究開発を不断に推進
- ・人口減少・高齢化などの、地域課題の解決に向け、「持続可能な社会教育システム」の構築に向けた新たな政策を展開
- ・次世代の教育の創造に向けた研究開発と先導的な取組を推進

第2部 今後5年間の教育政策の目標と施策群

第1部で示した5つの基本的な方針ごとに、

- ①教育政策の目標
- ②目標の進捗状況を把握するための測定指標及び参考指標
- ③目標を実現するために必要となる施策群を整理

基本的な方針

教育政策の目標

測定指標・参考指標

施策群

基本的な方針

教育政策の目標

測定指標・参考指標(例)

施策群(例)

- 1 夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要となる力を育成する
 - (1) 豊かな学力の育成<主として初等中等教育段階>
 - (2) 豊かな心の育成<〃>
 - (3) 健やかな体の育成<〃>
 - (4) 問題発見・解決能力の修得<主として高等教育段階>
 - (5) 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成<生涯の各段階>
 - (6) 家庭・地域の教育力の向上、学校との連携・協働の推進<〃>
 - (7) グローバルに活躍する人材の育成
 - (8) 大学院教育の改革等を通じたイノベーションを牽引する人材の育成
 - (9) スポーツ・文化等多様な分野の人材の育成
- 2 社会の持続的な発展を牽引するための多様な力を育成する
- 3 生涯学び、活躍できる環境を整える
- 4 誰もが社会の担い手となるための学びのセーフティネットを構築する
- 5 教育政策推進のための基盤を整備する

- 知識・技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の資質・能力の調和のとれた個人を育成し、OECDのPISA調査等の各種国際調査を通じて世界トップレベルを維持
- 自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合の改善
- いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているもの割合の改善 など
- 外国人留学生数30万人を引き続き目指していくとともに、外国人留学生の日本国内での就職率を5割とする
- 修士課程修了者の博士課程への進学率の増加 など
- これまでの学習を通じて身に付けた知識・技能や経験を地域や社会での活動に生かしている者の割合の向上
- 大学・専門学校等での社会人受講者数を100万人にする など
- 生活保護世帯に属する子供、ひとり親家庭の子供、児童養護施設の子供の高等学校等進学率、大学等進学率の改善 など
- 小中学校の教諭の1週間当たりの学内総勤務時間の短縮
- 学習者用コンピュータを3クラスに1クラス分程度整備
- 緊急的に老朽化対策が必要な公立小中学校施設の未改修面積の計画的な縮減
- 私立学校の耐震化等の推進(早期の耐震化、天井等落下防止対策の完了)
- 学校管理下における障害や重度の負傷を伴う事故等の発生件数の改善 など
- 新学習指導要領の着実な実施等
- 子供たちの自己肯定感・自己有用感の育成
- いじめ等への対応の徹底、人権教育 など
- 日本人生徒・学生の海外留学支援
- 大学院教育改革の推進 など
- 新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討
- 社会人が働きながら学べる環境の整備 など
- 教育へのアクセスの向上、教育費負担の軽減に向けた経済的支援 など
- 教職員指導体制・指導環境の整備
- 学校のICT環境整備の促進
- 安全・安心で質の高い学校施設等の整備の推進
- 学校安全の推進 など

5 社会の現状や教育をめぐる状況の変化

(「第3期教育振興基本計画」(平成30年6月15日閣議決定)より)

社会の現状や2030年以降の変化等を踏まえ、取り組むべき課題

- 現在の社会は知識基盤社会であり、新しい知識・情報・技術が、社会のあらゆる領域での活動の基盤として非常に重要であるが、この知識・情報・技術をめぐる変化は加速度を増している。また、グローバル化の進展等によって、一つの出来事が広範囲かつ複雑に伝搬し、社会の変化を正確に予測することはますます難しくなっている。
- このような状況の中であって、2030年頃には、IoT(Internet of Things)やビッグデータ、AI等をはじめとする技術革新やグローバル化の一層の進展、人口構造の変化や女性・高齢者等の活躍の進展、雇用環境の変化等が予想されている⁷。

(1) 社会状況の変化

(人口減少・高齢化の進展)

- 我が国の人口は、平成20(2008)年をピークとして減少傾向にあり、2030年に掛けて20代、30代の若い世代が約2割減少するほか、65歳以上が我が国の総人口の3割を超えるなど生産年齢人口の減少が加速することが予測されており、経済協力開発機構(OECD)の予測では、生産年齢人口の割合がOECD加盟国中最下位になるとされている。また、65歳以上の中でも、75歳以上が多数を占め、現在よりも寿命がさらに延びていくとの指摘もある。

⁷ 技術革新やグローバル化による産業や社会の変化、少子高齢化や団塊世代の大量退職など、働く人々を取り巻く環境変化は、心の健康にも少なくない影響を与えている可能性がある。

- 我が国の小・中・高等学校の児童生徒数はいずれも近年減少傾向にあり、平成 29 (2017) 年度の調査結果では、小学校及び中学校において過去最少となっている。我が国の高等教育機関への主たる進学者である 18 歳人口も現在の約 120 万人から、2032 年には初めて 100 万人を割って約 98 万人となり、さらに 2040 年には約 88 万人にまで減少するとの推計もある。
- 就業状況に関しては、出産・育児を機に労働市場から退出する女性が多く、特に子育て期の女性において実際の労働力率と潜在的な労働力率の差が大きくなっており、改善の状況は見られるものの、女性の出産後の継続就業は依然として課題である⁸。また、65 歳以上の雇用者は増加しており、60 歳定年企業における定年到達者の 8 割以上が継続雇用されている状況である⁹。

(急速な技術革新)

- 2030 年頃には、第 4 次産業革命とも言われる、IoT やビッグデータ、AI 等をはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会 (Society 5.0¹⁰) の到来が予想されている。研究・開発・商品化から普及までのスピードも加速化しているとの指摘もあり¹¹、次々に生み出される新しい知識やアイデアが組織や国の競争力を大きく左右していくことが想定されるなかで、我が国は第 4 次産業革命への対応においてアメリカやドイツなどに遅れを取っているとの指摘もあり¹²、取組の加速が大きな課題となっている。
- 技術革新の進展により、今後 10 年～20 年後には日本の労働人口の相当規模が技術的には AI やロボット等により代替できるようになる可能性が指摘¹³されている一方で、これまでになかった仕事が生まれることが考えられる。今後、いわゆるメンバーシップ型雇用からジョブ型雇用への移行や労働市場の流動化が一層進展することも予想されている。

⁸ 就業状況に関しては、第一子出産前後に女性が就業を継続する割合は、従前は 4 割前後で推移してきたが、平成 27 年度の調査によると、約 5 割へと上昇した。(「第 15 回出生動向基本調査 (夫婦調査) (平成 27 年)」(国立社会保障・人口問題研究所)によると、第 1 子 (平成 22 (2010) 年～平成 26 (2014) 年出生) 出産前後の女性の就業経歴について、出産前に就業していた者のうち、出産後も有職である者の割合は 53.1% である。) 女性の年齢階級別労働力率を見ると、30 歳代に落ち込みが見られる、いわゆる「M 字カーブ」を描いているものの、そのカーブは以前に比べて浅くなっている。しかしながら、特に、子育て期の女性において、「実際の労働力率」と「潜在的な労働力率」(実際の労働力率に就業を希望するが職に就いていない者の割合も加えた値)との差は小さくない。(「労働力調査 詳細集計 (平成 29 年度)」(総務省)によると、労働力率と潜在的な労働力率 (労働力人口と就業希望者の合計を人口で割ったもの) の差は 30 歳から 34 歳の間に 9.9% である。)

⁹ 「労働力調査 基本集計」(総務省)によると、65 歳以上の雇用者数は平成 24 (2012) 年に約 340 万人であるのに対し、平成 29 (2017) 年は約 531 万人となっている。また、「平成 29 年「高齢者の雇用状況」(厚生労働省)によると、60 歳定年企業における定年到達者のうち、継続雇用された者は 84.1% となっている。

¹⁰ ①狩猟社会、②農耕社会、③工業社会、④情報社会に続く、人類史上 5 番目の新しい社会。

¹¹ TECHNOLOGY AT WORK (Citi GPS, 2015) によると、5,000 万人に普及するまでの期間は、電話が 75 年、テレビが 13 年、インターネットは 4 年とされている。

¹² 「日本経済 2016-2017 好循環の拡大に向けた展望」(内閣府 政策統括官 (経済財政分析担当)) など。

¹³ 日本の労働人口の約 49% がついている職業が技術的に AI 等で代替可能となるとの予測 (株式会社野村総合研究所、平成 27 (2015) 年) がある一方、技術革新によって代替できない個別業務を考慮すると、代替可能となる職業はより少なくなるとの予測 (OECD ワーキングペーパー、平成 28 (2016) 年) などがある。

(グローバル化の進展と国際的な地位の低下)

- あらゆる場所でグローバル化は加速し、情報通信や交通分野での技術革新により、人間の生活圏も広がっている。また、世界の国々の相互影響と依存の度合いは急速に高まっており、貧困や紛争、感染症や環境問題、エネルギー資源問題など、地球規模の人類共通の課題が増大する中、我が国には、それらの課題の解決に積極的に取り組むことが求められている。
- アジアをはじめとするいわゆる新興国が急速に経済成長し、国際社会における存在感が増しており、欧米のみならず、アジアも世界経済の中心的役割を担うこととなるとみられている。世界の GDP に占める日本の割合は低下傾向¹⁴にあり、2030 年における日本の占める割合はさらに低下するとの予測¹⁵もある。社会のあらゆる分野でのつながりが国境を越えて活性化¹⁶しており、人材の流動化、人材獲得競争などグローバル競争の激化が予想される。

(子供の貧困など社会経済的な課題)

- 子供の貧困は、相対的貧困率について改善が見られる¹⁷ものの、引き続き大きな課題である。専門学校等も含めた高等教育機関全体への進学率は約 8 割となっている中で、家庭の社会経済的背景（家庭の所得、保護者の学歴など）と子供の学力や 4 年制大学への進学率には相関関係が見られること¹⁸を指摘する研究が存在する。
- また、学歴等により生涯賃金にも差が見られる¹⁹。子供の貧困や格差問題に対して対策を講じなければ、2030 年以降も貧困の連鎖、格差の拡大・固定化が生じる可能性がある。

¹⁴ 「国民経済計算年次推計」（内閣府）によると、平成 28（2016）年における我が国の名目 GDP が世界の GDP に占める比率は 6.5%であり、平成 24（2012）年（8.2%）に比べ低下している。

¹⁵ 「Looking to 2060 : Long-term global growth prospects」（OECD）によると、OECD の計算による世界の GDP に占める日本の割合について、平成 23（2011）年時点で 6.7%であったものが、2030 年には 4.2%になるとの予測がなされている。

¹⁶ 「在留外国人統計」（法務省）によると、我が国の在留外国人数は平成 24（2012）年末が約 203 万人であったのに対し、平成 29（2017）年 12 月末時点では、約 256 万人となっている。また、「海外在留邦人数調査統計」（外務省）によると、海外在留邦人数については、平成 24（2012）年に約 125 万人であったのに対し、平成 28（2016）年には約 134 万人となっている。また、「ジェトロ世界貿易投資報告」（平成 29 年版）によると、平成 28（2016）年度の日本企業の海外売上高比率は 56.5%であり、拡大傾向にある。さらに、「平成 28 年外資系企業動向調査」（経済産業省）によると、日本での今後の事業展開について、「事業の拡大を図る」と回答した企業は 55.5%である。

¹⁷ 「平成 28 年国民生活基礎調査」（厚生労働省）によると、17 歳以下の貧困率は 13.9%であり、12 年ぶりの改善となっている。

¹⁸ 「平成 25 年度全国学力・学習状況調査（きめ細かい調査）の結果を活用した学力に影響を与える要因分析に関する調査研究」（国立大学法人お茶の水女子大学）によると、家庭の所得、父親学歴、母親学歴の合成尺度である SES（社会経済的背景）と、小学校 6 年生、中学校 3 年生の国語、算数・数学における正答率に相関関係が見られるとされている。

¹⁹ 「ユースフル労働統計 2017—労働統計加工指標集—」（独立行政法人労働政策研究・研修機構）によると、男性の正社員の生涯賃金は、大学・大学院卒 270.0 百万円に対し高卒 207.3 百万円、また非正社員では、大学・大学院卒 153.6 百万円に対し高卒 128.3 百万円となっている。

(地域間格差など地域の課題)

- 人口移動の面では、東京一極集中の傾向が加速し、全人口の4分の1以上が東京圏に集中する中で、民間機関による地方公共団体の「消滅可能性」に関する分析結果²⁰が発表され、多くの地方公共団体や地方関係者に強い衝撃を与えた。
- 地域の経済動向をみると、雇用・所得環境の改善²¹が続いている一方、少子高齢化や人口減少といった構造変化もあり、経済環境の厳しい地域もみられる。消費や生産といった経済活動の動向は地域間でばらつきがあり、東京圏とその他の地域との間には、一人当たり県民所得等に差が生じている。
- また、大学進学率は都市部では高く地方では低い傾向が見られ、地域差が生じている。例えば、東京都と鹿児島県の高等学校等新規卒業者の大学進学率では、33ポイントの開きがある²²など、地域によって高等教育に関わる状況も異なっている。
- 東日本大震災や平成28年熊本地震など各地の災害に対して、学校施設の復旧や就学支援、児童生徒の心のケア、学習支援、復興を支える人材の育成や地域の再生などが求められている。

(2) 教育をめぐる状況変化

(子供・若者をめぐる課題)

- 幼児の発育に関しては、社会状況の変化等による幼児の生活体験の不足等から、基本的な技能等が十分に身に付いていないという課題が指摘されている。また、近年、国際的な研究成果などから幼児教育の重要性への認識が高まっている。
- 小・中学校の児童生徒の学力に関しては、IIの1で述べた国内外の学力調査結果が近年改善傾向にあり、学習時間についても増加傾向にあるとの調査結果²³がある。また、内閣府の調査²⁴によれば、9割以上が学校生活を楽しいと感じ、保護者の8割は総合的に見て学校に満足している。

²⁰ 「ストップ少子化・地方元気戦略(平成26年5月8日)」(日本創生会議・人口減少問題検討分科会)。

²¹ 「労働力調査 基本集計」(総務省)、「一般職業紹介状況(職業安定業務統計)」(厚生労働省)、「毎月勤労統計調査」(厚生労働省及び各都道府県)によると、2012年と比較して、直近では完全失業率は全ての都道府県で改善し、有効求人倍率は全ての都道府県で1倍を超え、時間当たりの賃金も全ての都道府県で上昇している。

²² 「学校基本統計(平成17年度、平成29年度)」(文部科学省)によると、高等学校等新規卒業者の都道府県別の大学進学率は平成17(2005)年の最も高い東京都が51%、最も低い鹿児島県が26%であるのに対し、平成29(2017)年の最も高い東京都が64%、最も低い鹿児島県が31%と、その差は約25ポイントから約33ポイントに拡大している。

²³ 「第5回学習基本調査(平成27年)」(ベネッセ教育総合研究所)。

²⁴ 「平成25年度小学生・中学生の意識に関する調査」(内閣府)。

- 一方、学ぶことと自分の人生や社会とのつながりを実感しながら、自らの能力を引き出し、学習したことを活用して、生活や社会の中で出会う課題の解決に主体的に生かしていくという面に課題があると考えられる²⁵。また、直近の国際学力調査では、読解力が有意に低下²⁶しているとの課題がある。このほか、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合が横ばいであることや、子供たちの自己肯定感が諸外国と比べて低いという調査結果²⁷がある。
- 高等学校の生徒の学校外の学習時間に関しては、中上位層は改善傾向が見られる一方、下位層は低い水準で推移しているとの調査結果²⁸がある。
- 大学生の学修時間については、過去の調査と比較しても改善されておらず、海外の大学と比較しても短いとの指摘がある²⁹。
- 子供を取り巻く状況については、スマートフォンをはじめとした様々なインターネット接続機器などの普及に伴い、情報通信技術（ICT）を利用する時間は増加傾向³⁰にある一方、授業においてコンピューターを使っている生徒の割合は OECD 加盟国で最も低い水準にある³¹。また、情報化が進展し、あらゆる分野の多様な情報に触れることが容易になる一方で、知覚

²⁵ 判断の根拠や理由を明確に示しながら自分の考えを述べたり、実験結果を分析して解釈・考察し説明したりすることなどについて課題が指摘（「平成 27 年度全国学力・学習状況調査」（文部科学省））されているほか、自分の能力に関する評価や、学ぶことの楽しさや意義が実感できているかどうか、自分の判断や行動がよりよい社会づくりにつながるという意識を持っているかどうかという点では、肯定的な回答が国際的に見て相対的に低いことなども指摘されている（脚注 27 参照）。さらに、「国際数学・理科教育動向調査（TIMSS2015）」（IEA）質問紙調査結果では、算数・数学では小・中学校とも、理科では中学校において、それぞれの教科が楽しいと回答した児童生徒の割合は国際平均よりも低く、また、中学校において、それぞれの教科が日常生活に役立つ、将来、自分が望む仕事に就くために良い成績をとる 必要があると回答した生徒の割合は国際平均よりも低い。

²⁶ PISA2015 における読解力の平均得点は 516 点であり、PISA2012 における平均得点の 538 点から有意に低下。
²⁷ 「平成 29 年度全国学力・学習状況調査」（文部科学省）によると、将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合は、小学校 85.9%、中学校 70.5%であり、平成 24（2012）年度から横ばいとなっている。「高校生の生活と意識に関する調査報告書（平成 27 年）」（（独）国立青少年教育振興機構）では、「自分には人並みの能力がある」ことに「とてもそう思う」又は「まあそう思う」と回答した高校生の割合が、日本は 55.7%であるのに対し、米国は 88.5%、中国は 90.6%、韓国は 67.8%である。また、「中学生・高校生の生活と意識—日本・アメリカ・中国・韓国の比較—（平成 21 年）」（（財）一ツ橋文芸教育振興協会、（財）日本青少年研究所）では、「私の参加により、変えてほしい社会現象が少し変えられるかもしれない」ことに「全くそう思う」または「まあそう思う」と回答した中学生の割合が、日本は 37.3%であるのに対し、米国は 53.3%、中国は 58.3%、韓国は 66.5%であり、高校生の割合については、日本は 30.1%、米国は 69.8%、中国は 62.7%、韓国は 68.4%である。

²⁸ 「第 5 回学習基本調査（平成 27 年）」（ベネッセ教育総合研究所）。

²⁹ 「大学生の学習実態に関する調査研究（平成 28 年 3 月）」（国立教育政策研究所）によれば、大学 1 年生の週当たりの授業に関連した自律的学習時間は、0 時間が 12.0%、1 時間から 5 時間が 58.4%、6 時間から 10 時間が 19.5%である。この数値は過去の調査と比較しても改善されておらず、海外の大学と比較しても学修時間が短いとの指摘がある。

³⁰ 「平成 29 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」（内閣府）によると、青少年の 82.5%がいずれかの機器でインターネットを利用しており、利用する機器はスマートフォンが 50.0%となっている。また、インターネット利用時間は、前年度と比べ約 5 分増加し、平均利用時間は約 159 分となっている。

³¹ 「OECD 生徒の学習到達度調査（PISA2009）「デジタル読解力調査」」によれば、ICT 質問紙調査に参加した 17 か国・地域の中で、普段の 1 週間のうち、国語・数学・理科の各授業においてコンピューターを使っている生徒の割合が、日本は、国語が 1.0%（OECD 平均：26.0%）、数学が 1.3%（OECD 平均：15.8%）、理科が 1.6%（OECD 平均：24.6%）と最も低くなっている。

した情報の意味を吟味したり、文章の構造や内容を的確にとらえたりしながら読み解く能力に課題が生じているとの指摘もある³²。また、子供が SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）を利用した犯罪に巻き込まれたり、意図せず犯罪に加担したりしてしまうなど、子供の安全が脅かされる事態が生じている。

- また、子供が自然の中で豊かな体験をしたり、文化芸術を体験して感性を豊かにしたりする機会が限られており、地域・家庭と連携・協働しつつ、体験活動の機会を確保していく必要性について指摘がなされている³³。
- 子供の体力については、近年の「体力・運動能力調査」³⁴においては全体としてはゆるやかな向上傾向が見られるものの、昭和 60（1985）年代頃の水準と比較した場合、依然低い水準にある³⁵ほか、運動する子供とそうでない子供の二極化傾向が見られる³⁶ことが指摘されている。
- 子供の健康や安全に関しては、朝食を欠食する児童生徒の割合が増加している³⁷といった食習慣の乱れなど多様化する健康課題のほか、性や薬物等に関する情報の入手が容易になったり、SNS、犯罪予告、国民保護等における対応等の新たな安全上の課題も生じたりするなど、子供たちを取り巻く環境が大きく変化している。
- 生徒指導面での課題としては、暴力行為の発生件数、不登校児童生徒数は依然として相当数に上っており³⁸、また、いじめにより重大な被害が生じた事案も引き続き発生している。
- 障害のある子供の教育に関しては、障害者の権利に関する条約の批准や障害者差別解消法の施行を踏まえ、障害のある子供が合理的配慮の提供を受けつつ、一人一人の教育的ニーズに応じた指導が受けられるよう、子供の就学先が本人・保護者の意向を踏まえた総合的な観点から決定されるようになり、近年は発達障害を含めた障害のある子供の幼・小・中・高等学

³² 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成 28 年 12 月 21 日 中央教育審議会）

³³ 「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（平成 28 年 12 月 21 日 中央教育審議会）

³⁴ 本調査は、昭和 39（1964）年度から実施している。平成 10（1998）年度からは、新しい現行の調査項目により実施しているが、同年度以降、合計点はゆるやかな上昇傾向にある。

³⁵ 「平成 28 年度体力・運動能力調査」（スポーツ庁）によれば、握力及び走・跳・投能力にかかる項目は、昭和 60（1985）年頃と比較すると、中学生男子及び高校生男子の 50m 走を除き、依然低い水準になっている。

³⁶ 「平成 28 年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」（スポーツ庁）の集計結果からは、特に中学生において、1 週間の総運動時間に関し、二極化傾向が見てとれる。

³⁷ 「平成 29 年度全国学力・学習状況調査」（文部科学省）によると、朝食を「あまり食べていない」、「全く食べていない」と回答した児童が 4.6%、生徒が 6.8%であり、平成 24（2012）年度（3.9%・6.3%）と比べ増加している。

³⁸ 「平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果（確定値）」（文部科学省）によると、小・中・高等学校における暴力行為の発生件数は 59,444 件であり、また、小・中・高等学校における不登校児童生徒数は 182,248 人である。

校等への就学も増えている³⁹。こうした状況を踏まえ、一人一人の子供の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を行っていく必要がある。

- 外国籍の子供や、両親のいずれかが外国籍である子供については、ともに増加傾向⁴⁰にあり、その母語の多様化や日本語習熟度の差への対応が急務となっている。

(地域コミュニティの弱体化)

- 地域の人々との付き合いが疎遠になるなど、地域コミュニティの弱体化が指摘されており、高齢者や困難を抱えた親子などが地域で孤立するという深刻な状況も生じている。

(家庭の状況変化)

- 家庭の状況に目を向ければ、三世帯世帯の割合が低下し、一人親世帯の割合が上昇傾向にある。家庭教育は全ての教育の出発点であることを踏まえ、子供の社会性や自立心などの育ちをめぐる課題に社会全体で向き合い、親子の育ちを支えていくことが重要であるが、このような世帯構造の変化や地域社会の変化に伴い、子育てについての悩みや不安を多くの家庭が抱えながらも⁴¹、身近に相談できる相手がいないといった家庭教育を行う上での課題が指摘されている。

(教師の負担)

- 学校に求められる役割が増大し、教師に負担がかかっていることも指摘されている。OECD の調査では、我が国の中学校教師の授業時間は調査参加国の平均を下回っている一方、勤務時間は上回っている⁴²。
- また、「公立小学校・中学校教員勤務実態調査研究」⁴³においても、教師の勤務実態が示されているが、さらに分析が必要である。
- これらの調査結果を踏まえれば、献身的教師像を前提とした学校の組織

³⁹ 「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査（平成 24 年）」（文部科学省）によると、特別支援教育の対象児童生徒については、今も増加傾向であり、義務教育段階の通常の学級において、知的な発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示す児童生徒が 6.5%程度在籍しているという調査結果もある。

⁴⁰ 「学校基本統計（平成 29 年度）」（文部科学省）によると、平成 29（2017）年 5 月現在、公立の小・中・高等学校等に在籍する外国人児童生徒数は 86,015 人となっている。「日本語指導が必要な児童生徒の受入状況等に関する調査（平成 28 年度）」（文部科学省）によると、日本語指導が必要な児童生徒数は約 4 割の 34,335 人となっており、これらの外国人児童生徒と日本語指導が必要な日本国籍を有する児童生徒数（9,612人）と合わせると、43,947 人となっている。これらの日本語指導が必要な児童生徒数はこの 10 年で 1.7 倍に増加している。

⁴¹ 「平成 28 年度「家庭教育の総合的推進に関する調査研究～家庭教育支援の充実のための実態等把握調査研究～」」（文部科学省）では、41.4%が子育てについて悩みや不安があると回答。

⁴² 平成 25（2013）年に発表された「国際教員指導環境調査」（OECD）によれば、我が国の中学校教師の 1 週間当たりの平均勤務時間は 53.9 時間（調査参加国・地域の平均は 38.3 時間）であり、その内訳は、授業 17.7 時間（同 19.3 時間）、授業計画・準備 8.7 時間（同 7.1 時間）、課外活動（スポーツ・文化）7.7 時間（同 2.1 時間）、事務業務 5.5 時間（同 2.9 時間）等となっている。

⁴³ 「公立小学校・中学校教員勤務実態調査研究」は、文部科学省の委託調査研究「教育政策に関する実証研究」の一つとして、平成 28（2016）～29（2017）年度の 2 か年で実施（委託機関：株式会社リベルタス・コンサルティング）した。これらの調査研究の分析内容については、文部科学省ホームページ「学校における業務改善について」に掲載。

体制では、質の高い学校教育を持続発展させることは困難となっている。

(高等教育を取り巻く状況変化と課題)

- 少子化が進む中においても、いわゆる 18 歳時進学率の上昇により、大学の学士課程の学生数は増加している。学士課程への進学率は 5 割を超え、専門学校等を含む高等教育機関全体への進学率は 8 割を超えるなど、進学率が上昇し、多様な学生が入学するようになっている。
- 前述のように大学生の学修時間が短いなどの課題も踏まえ、大学教育の質の保証のための各大学の取組を進める必要がある。こうした大学教育改革を高校教育改革、大学入学者選抜改革と一体的に行っていくことで、初等中等教育と高等教育の一貫した改革を実現することが重要である。
- また、今後 18 歳人口が大幅に減少し、高等教育全体の規模にも影響することが予想される中、特に、地方においては小規模な大学が多く、経営悪化により地方における高等教育機会の確保が困難になるおそれがある。このため、経営力の強化など、教育研究の基盤強化に向けた高等教育のシステム改革に取り組むことが急務であり、今後の高等教育の構造の在り方について考える必要がある。
- さらに、グローバル化による人材の流動性が高まり人材獲得競争が激しさを増す中、我が国の高等教育機関の国際的な評価の向上⁴⁴及び教育・研究環境の国際化、学生の双方向交流などの推進が求められている。
- 超スマート社会 (Society 5.0) においては、労働市場の構造や職業そのものが抜本的に変わることが予測されるなか、個人の観点からも、社会全体としての労働生産性の向上や人材需要への対応等の観点からも、社会人が学び直すことの重要性が高まっている。産業界からは、より高度かつ実践的・創造的な職業教育や、成長分野等で必要とされる人材養成の強化も期待されており、高等教育機関全体としてその期待に応えていくための機能強化を図ることが重要となっている。特に、新たな産業の創出など、AI・IoT・ビッグデータ等の産業構造改革を促す情報技術等を基盤とした人材育成が求められる中で、数理・データサイエンス教育の重要性・必要性は分野を超えて高まっている。
- また、超スマート社会 (Society 5.0) においては、知の力を持って挑戦し、人類社会に貢献する高度専門人材である知のプロフェッショナルを育成することの重要性が高まっており、最先端の情報技術を生み出し、それを実践的に活用することができる人材や、現場レベルの改善・革新を牽引し、高付加価値のモノやサービスを生み出すことができる人材等を育成する大学院教育の改革等が求められている。

⁴⁴ 主要な世界大学ランキングの上位 100 位以内にランキングしている日本の大学数は、平成 24 (2012) 年度から平成 29 (2017) 年度の結果を参照すると、おおむね横ばいとなっている。

6 高大接続改革（高等学校教育、大学入学者選抜、大学教育の一体的な改革）

グローバル化の進展や人工知能技術をはじめとする技術革新などに伴い、社会構造も急速に、かつ大きく変革しており、予見の困難な時代の中で新たな価値を創造していく力を育てることが必要である。このためには、「学力の3要素^{*1}」（①知識・技能、②思考力・判断力・表現力、③主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度）を育成・評価することが重要であり、義務教育段階から一貫した理念の下、「学力の3要素」を高校教育で確実に育成し、大学教育で更なる伸長を図るため、それをつなぐ大学入学者選抜においても、多面的・総合的に評価するという一体的な改革を進める。

○なぜ、「高大接続改革」なのか。（なぜ三者一体の改革が必要なのか。）

- ①「高等学校教育」と「大学入学者選抜改革」は一緒に変わる必要がある。
 - ・大学入試が変わらないと高校教育が変わらない
 - ・受験圧力の低下と高校生の学修量の低下、等
- ②少子化・国際競争の進展の中で、大学教育の質的変換に取り組む必要がある。（しっかりと学ぶ大学教育へ）
 - ・大学教育を受けるに足る入学者の選抜
 - ・多様な入学者とそれに合わせた教育プログラムの必要性、等

（1）高等学校教育改革＜＜「学力の3要素」を確実に育成＞＞

○教育課程の見直し

- ・全ての生徒が共通に身に付けるべき資質・能力を明確化。必履修教科・科目等の改善、教科・科目間の関係性を可視化。

→平成29年度 高等学校学習指導要領改訂

（育成すべき資質・能力を踏まえた教科・科目等の見直し）

○学習・指導方法の改善と教員の指導力の向上

- ・「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善。
- ・高等学校教員が、課題の発見と解決に向けた主体的・協働的な学びを重視した教育を展開できるよう、教員の養成・採用・研修の各段階を通じた抜本的な改革の実施。

○多面的な評価の推進

- ・社会で自立するため必要な基礎学力について、各学校がそれぞれの実情を踏まえて目標を設定し、取組が進められるよう、基礎学力の定着度合い

^{*1} 学校教育法に係るいわゆる「学力の3要素」については、同法第30条第2項で、小学校における教育において、「基礎的な知識及び技能」、「これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力」及び「主体的に学習に取り組む態度」を養うことに特に意を用いなければならないと規定されており、この規定は中学校、高等学校、中等教育学校にも準用されている。中央教育審議会「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について～全ての若者が夢や目標を芽吹かせ、未来に花開かせるために～（答申）」

（平成26年12月22日）（以下「高大接続改革答申」という。）においては、この「学力の3要素」について、社会で自立して活動していくために必要な力という観点から捉え直し、「高等学校教育を通じて（ⅰ）これからの時代に社会で生きていくために必要な、「主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度（主体性・多様性・協働性）」を養うこと、（ⅱ）その基盤となる「知識・技能を活用して、自ら課題を発見しその解決に向けて探究し、成果等を表現するために必要な思考力・判断力・表現力等の能力」を育むこと、（ⅲ）さらにその基礎となる「知識・技能」を習得させること」とした上で、「大学においては、それを更に発展・向上させるとともに、これらを統合した学力を鍛錬すること」と提言した。

を把握するため、「高校生のための学びの基礎診断」（平成31（2019）年度～）を導入。

・「学力の3要素」をバランスよく育成するため、目標に準拠した観点別の学習評価、教科等にとどまらない学校内外での学習活動（ボランティア、生徒会、運動・文化部活動、留学、就業体験、検定試験等）全般を通して、生徒の資質・能力の多面的な評価を推進し、指導の改善を図る。

*「キャリアパスポート（仮称）^{※2}」調査研究事業の実施（平成29年度）

*「検定事業者による自己評価・情報公開・第三者評価ガイドライン（案）」について、検討まとめ（平成29年8月）

（2）大学入学者選抜改革

<<「学力の3要素」を多面的・総合的に評価>>

大学入学者選抜が、「学力の3要素」の育成に向けて、高等学校における指導の在り方の本質的な改善を促し、また、大学教育の質的転換を大きく加速し、改革の好循環をもたらすものとなるよう、個別大学の入学者選抜と大学入学者選抜における共通テストの双方について改革を進める。

○ 平成32年度「大学入学希望共通テスト」開始

・大学入学希望者を対象に、これからの大学教育を受けるために必要な能力について把握することを主たる目的とし、知識・技能を十分有しているかの評価も行いつつ、「思考力・判断力・表現力」を中心に評価。

「国語」「数学」・・・記述式問題を導入

「英語」・・・4技能（読む・聞く・話す・書く）を適切に評価するため、民間等が実施する資格・検定試験を活用

*平成36年度 新学習指導要領を前提に更に改革

○ 個別入学者選抜の改革

◎明確な「入学者受入の方針」に基づき、「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜へ改善

・新たな評価方法の開発・普及（平成28年度から）

・多様な背景を持つ受検者の選抜

・入学者選抜で学力の評価が十分に行われていない大学における入学者選抜の改善（多様な評価方法、出題科目の見直しや作問の改善、大学入学希望共通テストの活用、調査書の有効な活用等）

^{※2} 教育課程全体で行うキャリア教育の中で、特別活動が中核的に果たす役割を明確にするため、小学校から高等学校までの特別活動をはじめとしたキャリア教育に関わる活動について、学びのプロセスを記述し振り返ることができるポートフォリオ的な教材。特別活動を中心としつつ各教科等と往還しながら、主体的な学びに向かう力を育て、自己のキャリア形成に生かすために活用できるものとなることが期待される。

(3) 大学教育改革

〈〈高校までに培った力を更に向上・発展させ、社会に送り出す〉〉

○ 「三つの方針」に基づく大学教育の質的転換

・各大学は、「卒業認定・学位授与の方針」（ディプロマ・ポリシー）、
「教育課程編成・実施の方針」（カリキュラム・ポリシー）、
「入学者受入れの方針」（アドミッション・ポリシー）の三つの方針に基づく充実した
大学教育の実現に取り組む。（平成29年4月～公表の義務付け）

○ 認証評価制度の改善

・大学教育が新たな時代に向けて実効性をもって質的に変換していくため
に、「三つの方針」等を共通評価項目とし、平成30年度から認証評価に反
映

出典：高大接続システム改革会議「最終報告」（平成28年3月31日 高大接続システム改革会議）

「高大接続改革の動向について」（平成29年1月31日 文部科学省 高大接続改革PT資料）

「高大接続改革の進捗状況について」（平成29年10月1日文部科学省）

7 本県の教育にかかる主な動き

(1) 各種計画等

- 県立高等学校活性化計画（平成29年3月）
- 三重県人権教育基本方針（平成29年3月）
- 三重県家庭教育応援プラン（平成29年3月）
- 人権教育ガイドライン（平成30年3月）
- 校長及び教員としての資質の向上に関する指標（平成30年3月）
- 部活動ガイドライン（平成30年3月）
- 三重県いじめ防止条例（平成30年4月1日施行）

(2) 県内の動向

- 「三重県立かがやき特別支援学校」（平成29年4月）開校
- 「三重県立松阪あゆみ特別支援学校」（平成30年4月）開校
- 県立四日市工業高等学校にものづくり創造専攻科を設置
(平成30年4月)

(3) 今後の主な予定

- 2019年 次期「三重県教育ビジョン（仮称）」策定
- 2020年 東京オリンピック・パラリンピックの開催
- 2021年 国民体育大会（三重とこわか国体）及び
全国障害者スポーツ大会（三重とこわか大会）の開催
- 2024年 熊野古道世界遺産登録20周年